

改正後	改正前
(専門職位の職務権限) 第 1 1 条 理事、<u>専門理事</u>、危機管理監、および法令遵守監は、市長および副市長の命を受け、市長が定めた事務の遂行に当たるとともに、所属職員があるときは、所属職員を指揮監督する。 2 前項に定めるもののほか、技監、<u>特命監</u>、理事、専門理事、危機管理監および法令遵守監の職務権限については、市長が別に定める。 3～7 《現行どおり》 第 1 2 条～第 2 1 条 《現行どおり》 別表 (第 1 2 条―第 1 5 条、第 1 8 条関係) (別添 1―1 のとおり)	(専門職位の職務権限) 第 1 1 条 理事、危機管理監、および法令遵守監は、市長および副市長の命を受け、市長が定めた事務の遂行に当たるとともに、所属職員があるときは、所属職員を指揮監督する。 2 前項に定めるもののほか、<u>政策監</u>、技監、理事、専門理事、危機管理監および法令遵守監の職務権限については、市長が別に定める。 3～7 《省略》 第 1 2 条～第 2 1 条 《省略》 別表 (第 1 2 条―第 1 5 条、第 1 8 条関係) (別添 1―2 のとおり)

(草津市公金管理委員会規程の一部改正)

第 2 条 草津市公金管理委員会規程 (平成 1 4 年草津市訓令第 2 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (委員) 第 3 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>上下水道部専門理事 (上下水道総務担当)</u> (4) 《現行どおり》 第 4 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (委員) 第 3 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) <u>上下水道部長</u> (4) 《省略》 第 4 条～第 8 条 《省略》

(草津市土地問題調整会議設置規程の一部改正)

第 3 条 草津市土地問題調整会議設置規程 (平成 3 年草津市訓令第 1 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (調整会議の委員) 第 3 条 調整会議の委員は、所管の副市長 (以下「副市長」という。)、総合政策部長、総務部長、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、<u>こども若者部長</u>、都市計画部長、建設部長および上下水道部長をもって充てる。 2 《現行どおり》 第 4 条～第 7 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (調整会議の委員) 第 3 条 調整会議の委員は、所管の副市長 (以下「副市長」という。)、総合政策部長、総務部長、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、<u>子ども未来部長</u>、都市計画部長、建設部長および上下水道部長をもって充てる。 2 《省略》 第 4 条～第 7 条 《省略》

(草津市建設事業審査委員会規程の一部改正)

第 4 条 草津市建設事業審査委員会規程 (昭和 4 6 年草津市訓令第 8 号) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (構成) 第5条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 部長、理事、 <u>専門理事</u> および副部長 (3) 《現行どおり》 第6条～第10条 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 (構成) 第5条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 部長、理事および副部長 (3) 《省略》 第6条～第10条 《省略》

(草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第5条 草津市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成27年草津市訓令第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第1条～第8条 《現行どおり》 別表(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署</th><th>主な職務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>子ども若者部</u></td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </tbody> </table>	部署	主な職務分掌	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>子ども若者部</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	第1条～第8条 《省略》 別表(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署</th><th>主な職務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td><u>子ども未来部</u></td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table>	部署	主な職務分掌	《省略》	《省略》	<u>子ども未来部</u>	《省略》	《省略》	《省略》
部署	主な職務分掌																
《現行どおり》	《現行どおり》																
<u>子ども若者部</u>	《現行どおり》																
《現行どおり》	《現行どおり》																
部署	主な職務分掌																
《省略》	《省略》																
<u>子ども未来部</u>	《省略》																
《省略》	《省略》																

(草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程の一部改正)

第6条 草津市改良住宅譲渡資格審査会設置規程(令和元年草津市訓令第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (審査会の委員) 第3条 委員会の委員は、所管の副市長(以下「副市長」という。)、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長および <u>建設部長</u> をもって充てる。 2 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、 <u>建設部長</u> がその職務を代理する。 第5条 《現行どおり》 (委員会)	第1条～第2条 《省略》 (審査会の委員) 第3条 委員会の委員は、所管の副市長(以下「副市長」という。)、総合政策部長、総務部長、 <u>総務部主監</u> 、健康福祉部長および <u>建設部理事(住宅担当)</u> をもって充てる。 2 《省略》 第4条 《省略》 2 《省略》 3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、 <u>建設部理事(住宅担当)</u> がその職務を代理する。 第5条 《省略》 (委員会)

改正後	改正前
第 6 条 《現行どおり》 2 委員会の委員は、 <u>総務部主監</u> 、人権政策課長、 総務課長、生活支援課長および市営住宅課長をも って充てる。 3 《現行どおり》 第 7 条～第 8 条 《現行どおり》	第 6 条 《省略》 2 委員会の委員は、人権政策課長、総務課長、生 活支援課長および市営住宅課長をもって充てる。 3 《省略》 第 7 条～第 8 条 《省略》

(草津市緑化推進連絡協議会規程の一部改正)

第 7 条 草津市緑化推進連絡協議会規程（昭和 5 8 年草津市訓令第 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 (構成) 第 4 条 《現行どおり》 2 会長は、 <u>建設部専門理事（河川・公園緑地担 当）</u> をもってこれに充てる。 3 《現行どおり》 4 委員は、総合政策部企画調整課長、総合政策部 危機管理課長、総務部総務課長、まちづくり協働 部まちづくり協働課長、環境経済部農林水産課 長、環境経済部商工観光労政課長、環境経済部環 境政策課長、健康福祉部健康福祉政策課長、健康 福祉部障害福祉課長、健康福祉部長寿いきがい課 長、 <u>こども若者部こども若者政策課長</u> 、都市計画 部都市計画課長、建設部道路課長、建設部草津川 跡地整備課長、上下水道部上下水道総務課長、教 育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局 スポーツ推進課長および教育委員会事務局歴史文 化財課長をもって充てる。 第 5 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 (構成) 第 4 条 《省略》 2 会長は、 <u>建設部長</u> をもってこれに充てる。 3 《省略》 4 委員は、総合政策部企画調整課長、総合政策部 危機管理課長、総務部総務課長、まちづくり協働 部まちづくり協働課長、環境経済部農林水産課 長、環境経済部商工観光労政課長、環境経済部環 境政策課長、健康福祉部健康福祉政策課長、健康 福祉部障害福祉課長、健康福祉部長寿いきがい課 長、 <u>子ども未来部子ども・若者政策課長</u> 、都市計 画部都市計画課長、建設部道路課長、建設部草津 川跡地整備課長、上下水道部上下水道総務課長、 教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務 局スポーツ推進課長および教育委員会事務局歴史 文化財課長をもって充てる。 第 5 条～第 8 条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部もしくは課の課長、参事、課長補佐、副参事もしくは係の係長の職に命ぜられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事、課長補佐、副参事もしくは係の係長の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄			右欄		
部	課	係	部	課	係
子ども未来部	子ども・若者政 策課	子ども・若者政 策係	こども若者部	こども若者政策 課	こども若者政策 係
	子ども家庭・若	子ども家庭係		こども家庭若者	こども家庭係

課	こども若者係
家庭児童相談室	家庭児童相談係
子育て相談センター	相談・支援係
	母子保健係
幼児課	入所・入園係
	指導研修係
幼児施設課	総務・支援係

別表（第12条—第15条、第18条関係）

[illegible]

まちづくり協働部

墓地に 関する 事務	営の許可						
	2 改葬の許可			○			

[illegible]

組織名	事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
			市長	副市長	部長	課長	係長		
子ども若者政策課	児童育成クラブに関する事務	1 入会の許可等および加配支援員等の児童への配置 《改正前を削る》 2 保育料の減免の承認等の決定					○		《改正前を削る》 《改正前を削る》
子ども家庭若者課	1 児童福祉に関する事務	児童手当、児童扶養手当に係る調査、認定、却下、消滅、改定および返還金の請求、督促、滞納処分（ただし、不正受給の場合に限る。）					○		

[illegible]

都市計画部 《現行どおり》

建設部 《現行どおり》

上下水道部 《現行どおり》

会計課 《現行どおり》

(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）

費用等、区分	決裁区分					摘要	合議区分			摘要
	市長	副市長	部長	副部长	課長		総務部 部長	総務部 副部长	財政部 課長	
<<現行どおり>>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
修繕料	0円未満	2,000円以上1万円未満	1,000円以上3,000円未満	50,000円以上10万円未満	50,000円以上10万円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更前と変更後の金額の差額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上1万円未満	500円以上1万円未満	10万5千円以上10万5千円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更前と変更後の金額の差額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。
<<現行どおり>>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
委託料	0円未満	3,000円以上1万円未満	2,000円以上3,000円未満	1,000円以上50,000円未満	50,000円以上10万円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更前と変更後の金額の差額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上1万円未満	500円以上1万円未満	10万5千円以上10万5千円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更前と変更後の金額の差額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。
<<現行どおり>>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
工事請負費	0円未満	3,000円以上1万円未満	2,000円以上3,000円未満	1,000円以上50,000円未満	50,000円以上10万円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上1万円未満	500円以上1万円未満	10万5千円以上10万5千円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。

[illegible]

別添 1-2

別表（第12条—第15条、第18条関係）

(1) 共通決裁事項

[illegible]

(2) 個別決裁事項

総合政策部 《省略》

綵務部 《省略》

まちづくり協働部

組織名	事務の種類	項目	決裁権者					合議先	備考
			市長	副市長	副部長	課長補佐	係長		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
生活安心課	1 市営墓地に 関する 事務	改葬の許可				○			
	2 火葬場に関する 事務	火葬場の使用許可				○			
	3 環境衛生に関する 事務	1 抑留犬の公告 2 空地の適正管理指導				○			
	4 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に関する 事務	1 表示事項の表示または遵守に係る指示 2 指示に従わない旨の公表 3 品質の表示に関する申出の受理および調査の実施 4 販売業者からの報告および立入検査				○			
	5 ガス	1 ガス用品の				○			

健康福祉部 《省略》								
子ども未来部								
組織 名	事務の種 類	項目	決裁権者				合議先	備考
			市長	副市長	副市長	課長 補佐		
子ども・ 若者 政策 課	児童育成 クラブに 関する事 務	1 入会（年度の 最初の入会 に限る。）の 許可等および 加配支援員等 の児童への配 置の決定	○					

(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。）												
費用等 区分	決裁区分					摘要	合議区分			摘要		
	市長	副市長	部長	副部長	課長		総務部長	総務部副部長	財政部長			
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
需用費	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
修繕料	3,000円以上	2,000円以上	1,000円以上	500円未満	500円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上	500円以上1,000円未満	100万円以上1,000円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。		
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
委託料	3,000円以上	2,000円以上	1,000円以上	500円未満	500円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上	500円以上1,000円未満	100万円以上1,000円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10％未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。		
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》		
工事	3,000円以上	2,000円以上	1,000円以上	500円未満	500円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。	1,000円以上	500円以上1,000円未満	100万円以上1,000円未満	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。		
諸費	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	0.000円	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。	0.000円	0.000円	0.000円	契約金額を変更する場合で、変更前と比べて変更後の金額に10％以上の差があるときは、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。		

円以上	円以上	円以上	円以上	満	10%以上の差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10%未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。	円以上	000万円未満	000万円未満	500万円未満	差があるときは、当初の契約のときの合議区分により決裁を得ることとし、変更前と比べて変更後の金額の差が10%未満のときは、 変更後の金額 に応じた合議区分とする。ただし、変更後の金額に応じた合議区分が、当初の契約のときよりも上級職位となる場合にあつては、 当該変更金額 に応じた合議区分とする。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

(令和 7 年 3 月 3 1 日 揭示済み)

草津市公営住宅譲渡資格審査会設置規程をここに公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第 9 号

草津市公営住宅譲渡資格審査会設置規程

(設置)

第 1 条 公営住宅（草津市営住宅条例（平成 9 年草津市条例第 1 7 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の譲渡または解体後の土地の処分を受けようとする者（以下「譲渡希望者」という。）の譲受人としての資格（以下「譲渡資格」という。）の有無を審査するため、本市に草津市公営住宅譲渡資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 譲渡希望者の草津市公営住宅譲渡に関する基本方針第 4 および第 5 に規定する基準の適合に関する事項
- (2) その他の譲渡資格に関し市長が必要と認める事項

(審査会の委員)

第 3 条 審査会の委員は、所管の副市長（以下「副市長」という。）、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長および建設部長をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要と認める者を委員に委嘱し、または命ずることができる。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、副市長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、審査会の会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、建設部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて説明を求めることができる。

(委員会)

第 6 条 第 2 条に掲げる審査事項を事前に検討し、および協議するため、審査会に草津市公営住宅譲渡委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、総務部主監、人権政策課長、総務課長、生活支援課長および市営住宅課長をもって充てる。
- 3 委員会の会議は、市営住宅課長が必要に応じ招集する。

(守秘義務)

第 7 条 審査会および委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 審査会および委員会の庶務は、建設部市営住宅課において処理する。

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 4 月 1 日 揭示済み)

草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第10号

草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令

草津市立発達支援センター運営規程（令和5年草津市訓令第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （事業の目的および運営の方針） 第2条 事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、同条第2項に規定する児童発達支援、同条<u>第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条<u>第5項</u>に規定する保育所等訪問支援ならびに同条<u>第6項</u>に規定する障害児相談支援の支給決定に係る障害児およびその疑いのある児童（以下「利用者」という。）、また、その障害児に係る通所決定保護者（以下「保護者」という。）の意思および人格を尊重しながら適切なサービスを提供することとする。 2 事業者は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援および法第6条の2の2<u>第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援を草津市立発達支援センター湖の子園（以下「湖の子園」という。）で実施するものとする。 3 《現行どおり》 4 事業者は、法第6条の2の2<u>第5項</u>に規定する保育所等訪問支援について、利用者が所属する保育所等への支援を行うことで、これらの利用者の当該施設での集団生活を支援するものとする。 5 事業者は、法第6条の2の2<u>第6項</u>に規定する障害児相談支援について、利用者の地域生活を支援するために、保健、医療、福祉等のサービスが適切に総合的に提供されるように支援するものとする。 第3条～第10条 《現行どおり》 （地域生活支援拠点等の事業内容） <u>第11条</u> 事業所は「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規	第1条 《省略》 （事業の目的および運営の方針） 第2条 事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、同条第2項に規定する児童発達支援、同条<u>第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条<u>第6項</u>に規定する保育所等訪問支援ならびに同条<u>第7項</u>に規定する障害児相談支援の支給決定に係る障害児およびその疑いのある児童（以下「利用者」という。）、また、その障害児に係る通所決定保護者（以下「保護者」という。）の意思および人格を尊重しながら適切なサービスを提供することとする。 2 事業者は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援および法第6条の2の2<u>第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援を草津市立発達支援センター湖の子園（以下「湖の子園」という。）で実施するものとする。 3 《省略》 4 事業者は、法第6条の2の2<u>第6項</u>に規定する保育所等訪問支援について、利用者が所属する保育所等への支援を行うことで、これらの利用者の当該施設での集団生活を支援するものとする。 5 事業者は、法第6条の2の2<u>第7項</u>に規定する障害児相談支援について、利用者の地域生活を支援するために、保健、医療、福祉等のサービスが適切に総合的に提供されるように支援するものとする。 第3条～第10条 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。 (1) 相談 常時の連絡体制を確保し、本人や介護者に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能 (2) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 (保護者から受領する費用の種類およびその額) 第 1 2 条 《現行どおり》 2～3《現行どおり》 4 事業者は、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援および障害児相談支援の提供にあたっては、第 1 6 条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収することができる。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 キロメートル当たり 1 5 円を乗じて得た額とする。 第 1 3 条～第 2 5 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号 (第 1 4 条関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 2 号 (第 1 5 条関係) (別添 2－1 のとおり)	(保護者から受領する費用の種類およびその額) 第 1 1 条 《省略》 2～3《省略》 4 事業者は、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援および障害児相談支援の提供にあたっては、第 1 5 条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収することができる。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 キロメートル当たり 1 5 円を乗じて得た額とする。 第 1 2 条～第 2 4 条 《省略》 別記様式第 1 号 (第 1 3 条関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 2 号 (第 1 4 条関係) (別添 2－2 のとおり)

付 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添1－1
別記
様式第1号（第14条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者（保護者）

住所

氏名

草津市立発達支援センター運営規程第14条により、下記のとおり使用料を免除されるよう申請します。

児童名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名			
居 住 地	〒	草津市 電話番号		
保護者氏名	フリガナ		児童との関係	

下記の希望するサービスに○をつけ、免除金額を記入ください。

免除を希望するサービス	サービスの種類	免除金額 (月額上限)
	児童発達支援（湖の子園）	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

※申請書には、通所受給者証のコピーを添付してください。

別添1－2
別記
様式第1号（第13条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者（保護者）

住所

氏名

草津市立発達支援センター運営規程第13条により、下記のとおり使用料を免除されるよう申請します。

児童名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名			
居 住 地	〒	草津市 電話番号		
保護者氏名	フリガナ		児童との関係	

下記の希望するサービスに○をつけ、免除金額を記入ください。

免除を希望するサービス	サービスの種類	免除金額 (月額上限)
	児童発達支援（湖の子園）	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

※申請書には、通所受給者証のコピーを添付してください。

別添2－1
様式第2号（第15条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除可否決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市立発達支援センター運営規程第15条の規定により通知します。

記

1. 免除を認める

免除額 月額上限 円

☐この用紙を発達支援センターサービス利用時に提示してください。

☐この免除は、年 月 日から 年 月 日まで有効です。

2. 免除を認めない

(理由)

別添2－2

様式第2号（第14条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除可否決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市立発達支援センター運営規程第14条の規定により通知します。

記

1. 免除を認める

免除額 月額上限 円

☐この用紙を発達支援センターサービス利用時に提示してください。

☐この免除は、年 月 日から 年 月 日まで有効です。

2. 免除を認めない

(理由)

(令和7年4月1日揭示済み)

改正後								改正前	
「と いう 。」 に 関 する 事務	更の決定								
	(1) 重要な もの	○							
	(2) 軽易な もの				○				
	3 法第21 条の5の9 の規定によ る支給決定 の取消し								
	(1) 重要な もの	○							
	(2) 軽易な もの				○				
	4 法第21 条の5の3 の規定によ る障害児通 所給付費の 支給				○				
	5 法第21 条の5の4 の規定によ る特例障害 児通所給付 費の支給				○				
	6 法第21 条の5の2 9の規定に よる肢体不 自由児通所 医療費の支 給				○				
	7 法第24 条の26の 規定による 障害児相談 支援給付費 の支給				○				
	8 法第24 条の27の 規定による				○				

改正後								改正前	
		特例障害児 相談支援給 付費の支給							
		9 法第21 条の5の1 2の規定に よる高額障 害児通所給 付費の支給				○			

付 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年4月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年草津市告示第255号および令和6年草津市告示第143号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和7年3月17日

草津市長 橋 川 渉

- 1 名称
下物町内会
- 2 変更があった事項
①区域
別表1に下物町199-1、199-3、
199-4を追加する。
②代表者の氏名および住所
糸岡 攝雄
草津市下物町328番地
- 3 変更日

- ①令和7年3月1日
- ②令和7年4月1日

別表1
下物町内会区域地番

下物町

1、1-1～7、1-10～12、3-1～5、10、10-1～2、10-4～6、12、13-1～2、14-1～3、15-1～2、16～18、19-1～2、20-1～7、21-2～5、22-2～11、22-14～23、23-4～6、25-3～7、26-3～6、27-4～6、28-1、33-1、41-1、42-2、45-4、49、50-1、51、58-1、58-3、59-1～15、60-1、61、61-1～8、62-1～11、63-1～8、64-1、64-3～9、64-12～15、65-1、65-3～5、68-3、71-1～6、72-1～2、72-4～6、73-1、73-3～5、73-7～9、74-1～6、76-2～5、77、78-1～3、79-1、79-3～6、79-9～12、80-1、81-1～6、82-1～3、88、89、92～99、103-1～3、104-1～2、105-1～3、106-1～3、107～110、111-1～3、112-1～4、113-1、113-3、130-2、131-1～2、132-1～2、139-1、139-3、139-5～10、140、140-1～3、143-2～6、144-1～4、146-1～2、147-1～2、148-1～2、149-1～2、152、153-1～3、154-1～3、155-1～3、156-1～3、157-1～3、158、159、159-1、160-1～3、161-1～3、162-1～3、163-1～

2、164-1~3、165-1~3、166、167-1~2、168、168-1、170-2、176-2~3、178-1~3、179-1~2、180、181-1~2、182-1~2、183-1~2、184-1~2、185-1~2、186-1~3、187、188-1~2、189-1~2、191-1~2、192-1~2、193-1~2、194-1~3、195、196、199、199-1、199-3、199-4、200~209、209-1、210-1~3、211-1~3、212-1~3、213-1~3、214-1~3、215-1~3、216-1~3、248-2、249-1~2、250、257-3、264、265、266-2、267-2、275-5、276-1~7、281-2、281-4、282、283、283-1、284~287、287-1、288、288-1~2、289、289-1~2、290、290-1~6、291、291-1~5、292、292-1、293、294-1~2、295、296-1~2、297、297-1、297-3~4、298、298-1、299、299-1、300、300-1、301-1~4、302-1~3、305~307、307-1、308~310、310-1、311~318、318-1~2、319、319-1、320、320-1~2、321~323、323-1、324、324-1、325、325-1、326~328、329-1~2、330、330-1、331~334、335-1~3、336、337、337-1~2、338、338-1~2、339、339-1~2、340~343、344-1~2、345~347、348-1~5、349、351、351-1~3、351-6、352-1~2、353、353-1、354~358、359-1~2、360~362、363-1~2、363-4~5、364、365、366-1~3、367~371、373~379、380-1~3、382、383-1~3、384、384-1、385~388、389-2、391~395、395-1、396-1、396-3~4、398-2、399-1~2、400-2、406、406-1、417-2、418-2、446-2、486-1、487-1、488-1、494-2、494-4、495-2~3、496-1~3、497-1、497-3、498、499、500-1~2、501、502、502-1、503、504、504-1、506、507、507-1、508~517、518-1~2、519、521、522、523-1~2、524-1~2、524-4~7、525-1~2、525-4~6、526、527-1~3、528-1~2、529~533、533-1、534-1~4、535、536、536-1~2、537、538、539-1~2、540、540-1、541、542、543-1~2、544、545、545-1~2、546-1~2、547、548、549-1~3、550、551-1~2、552-1~2、553-1、554、555、556-1、557~563、564-1~2、565~570、570-1、571、572-1~5、573、573-1~6、574-1~2、575-2、576-2、577-2、578-2、579-2、580-2~3、595、595-1、596、597、597-1、598、598-1~2、599-1~2、600~603、604-1~2、605、669-2、678-2、685-2、690-1、692-2、692-4、692-7、693-4、693-7、697-2、698-2、699-6~7、701-6~7、776-2、777-2、778-2、817-2、818、820、823-1~2、824-1

~2、846-1、1045-1、1045-19、1087、1087-1、1088~1091、1091-15、1091-50、1091-91~93、1091-154、1091-161、1097-1~8、1097-10~11、1098-2、1101、1102、1103-1、1103-3~7、1104、1105-1~3、1106-1~3、1107-1~2、1108~1112、1113-1~2、1114、1115、1116-1~2、1117~1121、1122-1~3、1123~1127、1128-1~2、1129-1~3、1130、1131-1~2、1132-1~3、1133、1134-1~2、1135~1157、1158-1~2、1159~1165、1166-1~2、1167~1169、1170-1~2、1171~1174、1175-1~2、1176、1177-1~2、1178~1183、1184-1~3、1185、1186、1187-1~2、1188-1~2、1189、1190-1~2、1191-1~2、1192~1195、1196-1~2、1197-1~2、1198-1~2、1199~1207、1208-1~2、1209~1216、1217-1~3、1218~1222、1223-1~2、1224~1230、1231-1~2、1232、1233、1234-1~2、1235-1~9、1236~1239、1240-1~2、1241-1~2、1242、1243、1244-1~2、1245、1246-1~3、1250、1251、1252-1~3、1253-1~2、1254-1~2、1255~1260、1261-1~2、1262-1~2、1263、1264-1~2、1265、1266、1267-1~2、1268、1269-1~2、1270-1~3、1271~1281、1282-1~2、1283~1285、1286-1~2、1287、1288、1289-1~2、1290~1294、1295-1~4、1296-1~2、1297、1298、1299-1~2、1300、1301-1~3、1302~1304、1305-1~2、1306、1307-1~2、1308-1~2、1309、1310、1311-1~2、1312~1319、1320-1~2、1321-1~2、1322-1~2、1323~1331、1332-1~2、1333-1~3、1334-1~2、1335-1~2、1336-1~3、1337~1341、1342-1~2、1343-1~2、1344~1346、1347-1~3、1348、1349-1~2、1350~1352、1353-1~3、1354-1~2、1355、1356-1~5、1357~1359、1360-1~2、1361、1362、1363-1~2、1364~1368、1369-1、1369-4~5、1370~1373、1374-1~2、1375~1377、1378-1~2、1379-1~2、1380-1~2、1381-1~2、1382~1390、1391-1~2、1392~1412、1413-1~3、1414、1415-1~4、1416~1421、1422-1~5、1423-1~3、1424~1433、1434-1~3、1435、1436-1~3、1437-1~2、1437-6、1438-1~4、1439~1442、1443-1~2、1444-1~2、1445~1447、1448-1~2、1449-1~2、1450-1~2、1451~1454、1455-1~2、1456-1~2、1457~1459、1460-1~2、1461、1462-1~2、1463-1~2、1464~1470、1471-1~6、1472-1~3、1473~1475、

1476-1～4、1477、1478、9001～9030

下寺町

15、15-1～5、16-1～2、16-4、16-6、17、17-1～3、53-2、54-4～5、55-2、56-2～3、57-3～5、58-2～3、59-2～3、60-1～2、61-4～5、651～657、665、666、667-1～2、668～672、673-1～2、674-1～3、675-1～5、676-1～7、677

芦浦町

717-4、718-3～9、718-12、718-17～22、718-24～34、805-2、806-2、807-3、808-3、809-3、810-3、813-2、820-2、821-2、822-3、823-3、827-2、831-3、832-2、844-4、845-3、851-1～2、852、853-1～2、854、855、856-1～2、857-1～2、858～884、885-1～2、886、887、888-1～2、889～894、895-1～2

(令和 7 年 3 月 1 7 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 5 号

草津市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する要綱

草津市認可外保育施設指導要綱（令和 4 年草津市告示第 3 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （開設の届出） 第 3 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 《現行どおり》 イ 親族間の預かり合い（設置者の 4 親等内の親族を対 象 。） ウ 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （開設の届出） 第 3 条 《省略》 (1) 《省略》 ア 《省略》 イ 親族間の預かり合い（設置者の 4 親等内の親族に 限 る。） ウ 《省略》 ㍑ 一時預かり事業の対象となる乳幼児 ㍔ 病児保育事業の対象となる乳幼児 ㍕ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼

改正後	改正前
(2) 《現行どおり》 (3) 幼稚園型認定こども園（認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設をいう。）を構成する保育機能施設（幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（前各号に掲げる施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区別された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは<u>届出の対象となる。</u>） 2～5 《現行どおり》 第4条～第8条 《現行どおり》 （揭示事項） 第9条 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所<u>への揭示およびインターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。</u> (1)～(4) 《現行どおり》 （書面交付事項） 第10条 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) 施設の管理者の氏名 (5)～(8) 《現行どおり》 第11条～第15条 《現行どおり》 （事業停止命令または施設閉鎖命令） 第16条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 市長は、事業停止または施設閉鎖の命令の対象となることが明らかであって、児童の福祉を確保すべき緊急の必要性があるときは、当該手続を経ることなく、事業停止または施設閉鎖を命じるものとする。この場合、事後的に当該施設の設置者等に対し、弁明の機会を付与することなく、事後速やかに滋賀県社会福祉審議会に対して報告するものとする。 4 《現行どおり》 第17条～第18条 《現行どおり》	児 (2) 《省略》 (3) 幼稚園型認定こども園（認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設をいう。）を構成する保育機能施設（幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（前各号に掲げる施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区別された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを<u>を除く。</u>） 2～5 《省略》 第4条～第8条 《省略》 （揭示事項） 第9条 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するものとする。</u> (1)～(4) 《省略》 （書面交付事項） 第10条 《省略》 (1)～(3) 《省略》 (4) 施設の管理者の氏名<u>および住所</u> (5)～(8) 《省略》 第11条～第15条 《省略》 （事業停止命令または施設閉鎖命令） 第16条 《省略》 2 《省略》 3 市長は、事業停止または施設閉鎖の命令の対象となることが明らかであって、児童の福祉を確保すべき緊急の必要性があるときは、当該手続を経ることなく、事業停止または施設閉鎖を命じるものとする。この場合、事後的に当該施設の設置者に対し、弁明の機会を付与することなく、事後速やかに滋賀県社会福祉審議会に対して報告するものとする。 4 《省略》 第17条～第18条 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和 7 年 3 月 1 7 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
スフィード訪問看護ステーション	滋賀県草津市上笠 3 丁目 2 5 - 3 1 ハイツヒロノ 2 号 1 0 2 号	令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 3 月 1 8 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
スフィード訪問看護ステーション	滋賀県草津市上笠 3 丁目 2 5 - 3 1 ハイツヒロノ 2 号 1 0 2 号	令和 7 年 3 月 1 日

(令和 7 年 3 月 1 8 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 9 条第 1 項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	うさぎマネジメントケア南草津
事業所の所在地	滋賀県草津市南笠東四丁目 8 - 6 8 CASA 岡田 2 0 3 号室
申請者の名称および主たる事務所の所在地	株式会社うさぎメディケア 滋賀県大津市栗津町 1 7 - 2 1 - 2
代表者の氏名と住所	代表取締役 丹波 卯子 滋賀県大津市松本二丁目 8 - 1 7
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	令和 7 年 4 月 1 日
事業所番号	2 5 7 0 6 0 2 0 7 4

(令和 7 年 3 月 1 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 2 3 日から令和 7 年 4 月 7 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類別 市道

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
39 15	山寺馬場 北線	草津市馬場町字高平	
		草津市馬場町字穴虫	
39 16	山寺馬場 南線	草津市馬場町字高平	
		草津市馬場町字穴虫	

(令和7年3月23日揭示済み)

草津市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和7年3月23日から令和7年4月7日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月23日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		区 間	敷地の幅員 最小～最大 (m)	延長 (m)	備考
39 15	山寺馬場 北線	草津市馬場町字高平835番 草津市馬場町字穴虫648番	9.0～9.0	403.8	
39 16	山寺馬場 南線	草津市馬場町字高平832番1 草津市馬場町字穴虫540番1	9.0～9.0	421.8	

(令和7年3月23日揭示済み)

草津市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月23日から令和7年

4月7日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月23日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
39 15	山寺馬場 北線	草津市馬場町字高平835番 草津市馬場町字穴虫648番	令和7年 3月23日	
39 16	山寺馬場 南線	草津市馬場町字高平832番1 草津市馬場町字穴虫540番1	令和7年 3月23日	

(令和7年3月23日揭示済み)

草津市告示第92号

草津市市制施行70周年記念事業実行委員会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市市制施行70周年記念事業実行委員会開催要綱を廃止する要綱

草津市市制施行70周年記念事業実行委員会開催要綱（令和5年草津市告示第152号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月25日揭示済み)

草津市告示第 9 3 号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和 2 年草津市告示第 8 8 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 別表（第 3 条第 1 項関係） 関係機関 《現行どおり》 <u>草津市子ども若者部子ども若者政策課</u> <u>草津市子ども若者部子ども家庭若者課</u> <u>草津市子ども若者部子ども家庭若者課（少年セ ンター・あすくる草津）</u> <u>草津市子ども若者部家庭児童相談室</u> <u>草津市子ども若者部発達支援センター</u> <u>草津市子ども若者部子育て相談センター</u> 《現行どおり》 <u>就労準備支援事業受託事業者</u> 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 別表（第 3 条第 1 項関係） 関係機関 《省略》 <u>草津市子ども未来部子ども・若者政策課</u> <u>草津市子ども未来部子ども家庭・若者課</u> <u>草津市子ども未来部子ども家庭・若者課（少年 センター・あすくる草津）</u> <u>草津市子ども未来部家庭児童相談室</u> <u>草津市子ども未来部発達支援センター</u> <u>草津市子ども未来部子育て相談センター</u> 《省略》 <u>特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興セ ンター（就労準備支援事業委託事業者）</u> 《省略》

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 9 4 号

草津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱等を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市未婚の児童扶養手当受給者に対

する臨時・特別給付金支給事業実施要
綱等を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年 7 月 1 日草津市告示第 4 9 号）
- (2) 令和 2 年度草津市児童扶養手当または就学援助費受給者支援金給付事業実施要綱（令和 2 年 5 月 1 8 日草津市告示第 1 7 3 号）

- (3) 令和2年度草津市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年5月29日草津市告示第189号）
- (4) 草津市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年7月22日草津市告示第240号）
- (5) 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年4月21日草津市告示第177号）
- (6) 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年6月25日告示第219号）
- (7) 令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金））支給事務実施要綱（令和3年12月9日草津市告示第326号）
- (8) 令和3年度草津市低所得の子育て世帯応援給付事業実施要綱（令和4年1月4日草津市告示第1号）
- (9) 令和3年度草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱（令和4年2月28日草津市告示第41号）
- (10) 草津市子育て世帯への臨時特別給付金（特例給付相当分）支給事務実施要綱（令和4年4月6日草津市告示第149号）
- (11) 令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和4年6月6日草津市告示第199号）
- (12) 令和4年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年6月6日草津市告示第198号）
- (13) 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和5年5月16日草津市告示第172号）
- (14) 令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年5月16日草津市告示第173号）

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（令和7年3月26日揭示済み）

草津市告示第 9 5 号

草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

草津市節目歯科健康診査実施要綱（平成 1 5 年草津市告示第 1 0 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （対象者） 第 3 条 節目歯科健康診査を受けることのできる者は、草津市に住所を有する者で、毎年 4 月 1 日現在で <u>2 0 歳、3 0 歳、</u> 4 0 歳、5 0 歳、6 0 歳および 7 0 歳のものとする。 第 4 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （対象者） 第 3 条 節目歯科健康診査を受けることのできる者は、草津市に住所を有する者で、毎年 4 月 1 日現在で 4 0 歳、5 0 歳、6 0 歳および 7 0 歳のものとする。 第 4 条～第 6 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 2 6 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 9 6 号

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦歯科健康診査実施要綱（平成 2 2 年草津市告示第 1 4 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 （実施の方法） 第 5 条 妊婦歯科健診を受けようとする者は、受診時に <u>親子（母子）健康手帳</u> を実施医療機関に提示しなければならない。 2 《現行どおり》 （受診料） 第 6 条 妊婦歯科健診にかかる受診料は、 <u>無料</u> とす	第 1 条～第 4 条 《省略》 （実施の方法） 第 5 条 妊婦歯科健診を受けようとする者は、受診時に <u>母子健康手帳</u> を実施医療機関に提示しなければならない。 2 《省略》 （受診料） 第 6 条 妊婦歯科健診にかかる受診料は、 <u>草津市健</u>

改正後	改正前
る。 第7条 《現行どおり》	<u>康診査受診料徴収規則（昭和58年草津市規則第37号）に定める額</u> とする。 第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月26日揭示済み）

草津市告示第97号

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱

草津市特定開発行為等に関する指導要綱（平成24年草津市告示第219号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （定義） 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 ア～エ 《現行どおり》 （7） 増築に係る延床面積が <u>現存建築物</u> の延床面積の5分の1を超えない範囲での増築行為 （i） 《現行どおり》 3 《現行どおり》 第3条～第9条 《現行どおり》 別記様式第1号（第4条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号～別記様式第6号 《現行どおり》 別記様式第7号（第6条第2項関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第8号～別記様式第10号 《現行どおり》 《 》	第1条 《省略》 （定義） 第2条 《省略》 2 《省略》 （1）～（2） 《省略》 ア～エ 《省略》 （7） 増築に係る延床面積が <u>従前建築物</u> の延床面積の5分の1を超えない範囲での増築行為 （i） 《省略》 3 《省略》 第3条～第9条 《省略》 別記様式第1号（第4条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号～別記様式第6号 《省略》 別記様式第7号（第6条第2項関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第8号～別記様式第10号 《省略》

- 付 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の草津市特定開発行為等に関する指導要綱の規定は、施行日以後に特定開発行為等協議書の提出のある特定開発行為等について適用し、同日前に提出された特定開発行為等については、なお従前の例による。

別添 1ー1
別記
様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

特定開発行為等協議書

草津市長

宛

年 月 日

住 所

(本りが無)

氏 名

連絡先

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 4 条第 1 項の規定により次の特定開発計画について協議します。

特 定 開 発 計 画 の 概 要	1 特定開発行為等の目的						
	2 特定開発行為等の区域の所在地						
	3 特定開発区域の面積						
	4 特定開発行為等の区域の概要 該当する事項を ○で囲んで下さい。	4-1		4-2		4-3	
		市街化区域	第1種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地
			第2種低層住居専用地域		地すべり等防止法		畑
			第1種中高層住居専用地域		河 川 法		山林
			第2種中高層住居専用地域		道 路 法		雑種地
			第1種住居地域		森 林 法		その他
			第2種住居地域		自然公園法		
			近隣商業地域		農 地 法		
			商業地域		国有財産法		
		市街化調整区域	準工業地域	関係法令	文化財保護法	現況の地目	宅 地
			工業地域		風 致 地 区		畑
			工業専用地域		急傾斜地崩壊危険区域		山林
	用途地域（ ）		災害危険区域		雑種地		
市街化調整区域	法第34条第（ ）号	関係法令	景観法	現況の地目	山林		
	該当（ ）				雑種地		
	提案基準（ ）				その他		
5 設計者の住所、氏名および連絡先	住 所						
	氏 名						
	電 話						
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先	住 所						
	氏 名						
	電 話						
7 添付書類	特定開発行為等協議書作成要領による						

別添 1ー2
別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

特定開発行為等協議書

草津市長

宛

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 4 条第 1 項の規定により次の特定開発計画について協議します。

特 定 開 発 計 画 の 概 要	1	特定開発行為等の目的							
	2	特定開発行為等の区域の所在地							
	3	特定開発区域の面積							
	4	特定開発行為等の区域の概要		4-1		4-2		4-3	
	該当する事項を ○で囲んで下さい。		市街化区域	第1種低層住居専用地域	関係法令	砂 防 法	登記事項証明書の地目	宅 地	
				第2種低層住居専用地域		地すべり等防止法		畑	
				第1種中高層住居専用地域		河 川 法		山 林	
				第2種中高層住居専用地域		道 路 法		雑種地	
				第1種住居地域		森 林 法		その他	
				第2種住居地域		自然公園法			
				近隣商業地域		農 地 法			
				商業地域		国有財産法			
				準工業地域		文化財保護法			
				工業地域		風 致 地 区			
	工業専用地域	急傾斜地崩壊危険区域							
			市街化調整区域	用途地域（ ）	関係法令	災害危険区域	現況の地目	宅 地	
		法第34条第（ ）号		景観法		畑			
		該当（ ）				山 林			
			提案基準（ ）				雑種地		
							その他		
5 設計者の住所、氏名および連絡先		住 所							
		氏 名							
		電 話							
6 工事施工者の住所、氏名および連絡先		住 所							
		氏 名							
		電 話							
7 添付書類		特定開発行為等協議書作成要領による							

別添 2－1
様式第 7 号（第 6 条第 2 項関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

草津市長 宛
住 所 _____
氏 名 _____

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 6 条第 2 項の規定により、特定開発行為等に関する
工事が下記のとおり完了しましたので届出ます。

記

1 協 議 番 号	年 月 日 要綱第 一 号
2 特定開発行為等の区域の所在地	
3 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
4 設 計 者	住 所
	氏 名
	連絡先
5 工事施工者	住 所
	氏 名
	連絡先

添付書類：位置図(1/2500)、工事写真、工事完了検査の留意点、
工事完了検査における留意点

別添 2－2
様式第 7 号（第 6 条第 2 項関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

草津市長 宛
住 所 _____
氏 名 _____

草津市特定開発行為等に関する指導要綱第 6 条第 2 項の規定により、特定開発行為等に関する
工事が下記のとおり完了しましたので届出ます。

記

1 協 議 番 号	年 月 日 要綱第 一 号
2 特定開発行為等の区域の所在地	
3 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
4 設 計 者	住 所
	氏 名
	連絡先
5 工事施工者	住 所
	氏 名
	連絡先

添付書類：位置図(1/2500)、工事写真

(令和 7 年 3 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 9 8 号

草津市中高層建築物に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市中高層建築物に関する指導要綱の一部を改正する要綱
草津市中高層建築物に関する指導要綱（平成 5 年草津市告示第 1 0 7 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (適用範囲) 第 2 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 第 1 項に規定する建築物の高さについては、建 築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号） <u>第</u> <u>2 条第 6 号</u> に定める基準によるものとする。 第 3 条～第 8 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (適用範囲) 第 2 条 《省略》 2 《省略》 3 第 1 項に規定する建築物の高さについては、建 築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号） <u>第</u> <u>2 条</u> に定める基準によるものとする。 第 3 条～第 8 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 2 6 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 9 9 号
草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 2 1 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱</u> (目的) 第 1 条 この要綱は、<u>家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる</u>おおむね 1 8 歳までの<u>こども</u>・若者（以下「児童」という。）がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、<u>草津市ヤングケアラーヘルパー派遣モデル事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第 2 条 《現行どおり》 (事業の対象) 第 3 条 事業の対象は、市内に居住し、<u>家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている、</u>または行っていると疑われると市が認める児童がいる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。 第 4 条～第 9 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	<u>草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱</u> (目的) 第 1 条 この要綱は、<u>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている</u>おおむね 1 8 歳までの<u>子ども</u>・若者（以下「児童」という。）がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、児童およびその家庭の負担軽減を図ることを目的として、<u>草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業</u>（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第 2 条 《省略》 (事業の対象) 第 3 条 事業の対象は、市内に居住し、<u>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、</u>または行っていると疑われると市が認める児童がいる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。 第 4 条～第 9 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和7年3月26日揭示済み)

草津市告示第100号

草津市子ども・若者支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市子ども・若者支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市子ども・若者支援協議会設置要綱（令和4年草津市告示第272号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市子ども若者支援協議会設置要綱</u> (設置) 第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため、<u>草津市子ども若者支援協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 《現行どおり》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に係る情報交換および連絡調整に関すること。 (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。 (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に関する調査、研究、研修、広報活動および啓発活動に関すること。 (4) 《現行どおり》 (組織) 第3条 《現行どおり》 2 協議会に座長を置き、草津市<u>子ども若者部</u>副部長（総括）をもって充てる。 3～4 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》	<u>草津市子ども・若者支援協議会設置要綱</u> (設置) 第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため、<u>草津市子ども・若者支援協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 《省略》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に係る情報交換および連絡調整に関すること。 (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。 (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に関する調査、研究、研修、広報活動および啓発活動に関すること。 (4) 《省略》 (組織) 第3条 《省略》 2 協議会に座長を置き、草津市<u>子ども未来部</u>副部長（総括）をもって充てる。 3～4 《省略》 第4条 《省略》

改正後	改正前																								
(代表者会議) 第5条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に関する全体の検討に関する こと。 (2) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (実務者会議) 第6条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に関する情報交換に関すること。 (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の実態把握に関すること。 (3) 《現行どおり》 (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者への支援に係る啓発活動に関する こと。 (5) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (個別ケース検討会議) 第7条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 個別ケース検討会議は、次条で定める<u>子ども</u>・若者支援調整機関が招集する。 (<u>子ども</u>・若者支援調整機関) 第8条 法第21条第1項の規定に基づき、草津市 <u>子ども若者部子ども家庭若者課を子ども</u>・若者支援調整機関として指定する。 第9条～第10条 《現行どおり》 別表第1 (第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項関係) <table><tr><th>区分および分野</th><th>関係機関等</th></tr><tr><td rowspan="3">《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども若者部</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table> 別表第2 (第6条第1項関係) <table><tr><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども若者部子ども家庭若者課</u></td></tr><tr><td>草津市<u>子ども若者部</u>家庭児童相談室</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども若者部</u>子育て相談センター</td></tr></table>	区分および分野	関係機関等	《現行どおり》	《現行どおり》	草津市 <u>子ども若者部</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	草津市 <u>子ども若者部子ども家庭若者課</u>	草津市 <u>子ども若者部</u> 家庭児童相談室	草津市 <u>子ども若者部</u> 子育て相談センター	(代表者会議) 第5条 《省略》 2 《省略》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の支援に関する全体の検討に関する こと。 (2) 《省略》 3 《省略》 (実務者会議) 第6条 《省略》 2 《省略》 (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者に関する情報交換に関すること。 (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者の実態把握に関すること。 (3) 《省略》 (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する<u>子ども</u>・若者への支援に係る啓発活動に関する こと。 (5) 《省略》 3 《省略》 (個別ケース検討会議) 第7条 《省略》 2 《省略》 3 個別ケース検討会議は、次条で定める<u>子ども</u>・若者支援調整機関が招集する。 (<u>子ども</u>・若者支援調整機関) 第8条 法第21条第1項の規定に基づき、草津市 <u>子ども未来部子ども家庭・若者課を子ども</u>・若者支援調整機関として指定する。 第9条～第10条 《省略》 別表第1 (第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項関係) <table><tr><th>区分および分野</th><th>関係機関等</th></tr><tr><td rowspan="3">《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども未来部</u></td></tr><tr><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table> 別表第2 (第6条第1項関係) <table><tr><td>《省略》</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども未来部子ども家庭・若者課</u></td></tr><tr><td>草津市<u>子ども未来部</u>家庭児童相談室</td></tr><tr><td>草津市<u>子ども未来部</u>子育て相談センター</td></tr></table>	区分および分野	関係機関等	《省略》	《省略》	草津市 <u>子ども未来部</u>	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	草津市 <u>子ども未来部子ども家庭・若者課</u>	草津市 <u>子ども未来部</u> 家庭児童相談室	草津市 <u>子ども未来部</u> 子育て相談センター
区分および分野	関係機関等																								
《現行どおり》	《現行どおり》																								
	草津市 <u>子ども若者部</u>																								
	《現行どおり》																								
《現行どおり》	《現行どおり》																								
《現行どおり》																									
草津市 <u>子ども若者部子ども家庭若者課</u>																									
草津市 <u>子ども若者部</u> 家庭児童相談室																									
草津市 <u>子ども若者部</u> 子育て相談センター																									
区分および分野	関係機関等																								
《省略》	《省略》																								
	草津市 <u>子ども未来部</u>																								
	《省略》																								
《省略》	《省略》																								
《省略》																									
草津市 <u>子ども未来部子ども家庭・若者課</u>																									
草津市 <u>子ども未来部</u> 家庭児童相談室																									
草津市 <u>子ども未来部</u> 子育て相談センター																									

改正後	改正前
草津市 <u>こども若者部</u> 発達支援センター	草津市 <u>子ども未来部</u> 発達支援センター
《現行どおり》	《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月26日揭示済み)

草津市告示第101号

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱（令和6年草津市告示第106号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (補助対象経費および補助金の額) 第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する経費のうち、<u>補助対象不良空き家の除却（廃材の運搬および処分を含む。）に要する経費（消費税および地方消費税を含む。）とする。</u> <u>2</u> 補助金の額は、前項に規定する経費と国土交通大臣が定める申請年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等のうち除却工事費の1平方メートル当たりの単価を補助対象不良空き家の延べ面積に乗じて得た額とを比較して少ない方の額に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金の額の上限は50万円とする。 第7条～第15条 《現行どおり》 別表第1～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》 別記様式第4号（第8条関係）	第1条～第5条 《省略》 (補助対象経費および補助金の額) 第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する経費とし、<u>補助金の額は、当該工事に要する経費の5分の4の額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金の額の上限は50万円とする。</u> 《改正後に新設》 第7条～第15条 《省略》 別表第1～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》 別記様式第4号（第8条関係）

改正後	改正前
(別添 1－1 のとおり) 別記様式第 5 号～別記様式第 1 2 号 《現行どおり》 別記様式第 1 3 号 (第 1 4 条関係) (別添 2－1 のとおり)	(別添 1－2 のとおり) 別記様式第 5 号～別記様式第 1 2 号 《省略》 別記様式第 1 3 号 (第 1 4 条関係) (別添 2－2 のとおり)

付 則
この要綱は、令和 7 年 3 月 2 6 日から施行する。

別添 1－1
様式第 4 号 (第 8 条関係)

草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

(所有者等)

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

また、資格審査のため、市が必要に応じて市税納税状況および暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会を行うことに同意します。

補助年度	年度
所在地	草津市
不良空き家の延べ面積	m ²
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
除却工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却工事施工者	名 称 住 所 連 絡 先 許可番号
その他	要綱の定めによる要件の適否 適 ・ 否

【添付書類】

☐ (1) 草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書 (別記様式第 3 号) の写し

☐ (2) 不良空き家が存する土地の所有者が確認できる書類

☐ (3) 補助対象工事の見積書またはその写し

☐ (4) 不良空き家の所有者の相続人が申請するときは、相続関係を証明できる書類

☐ (5) その他 ()

別添 1－2
様式第 4 号 (第 8 条関係)

草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

(所有者等)

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

また、資格審査のため、市が必要に応じて市税納税状況および暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会を行うことに同意します。

補助年度	年度
所在地	草津市
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
除却工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却工事施工者	名 称 住 所 連 絡 先 許可番号
その他	要綱の定めによる要件の適否 適 ・ 否

【添付書類】

☐ (1) 草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書 (別記様式第 3 号) の写し

☐ (2) 不良空き家が存する土地の所有者が確認できる書類

☐ (3) 補助対象工事の見積書またはその写し

☐ (4) 不良空き家の所有者の相続人が申請するときは、相続関係を証明できる書類

☐ (5) その他 ()

別添 2－1

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

草津市不良空き家除却促進補助金交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

(所有者等)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け第 号で確定通知のありました標記事業の
補助金を交付されるよう、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 4 条の規定に
より請求します。

補助年度	年度
所在地	草津市
確定額	円
交付請求額	円

<振込先>

金融機関名 支店

預金種目 (普通 ・ 当座)

口座番号

フリガナ

口座名義

別添 2－2

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

草津市不良空き家除却促進補助金交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

(所有者等)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号で確定通知のありました標記事業の
補助金を交付されるよう、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 4 条の規定に
より請求します。

補助年度	年度
所在地	草津市
確定額	円
交付請求額	円

<振込先>

金融機関名 支店

預金種目 (普通 ・ 当座)

口座番号

フリガナ

口座名義

(令和 7 年 3 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 1 0 2 号

草津市公文書公開室運営要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市公文書公開室運営要綱の一部を改正する要綱

草津市公文書公開室運営要綱（平成 1 0 年草津市告示第 7 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
草津市<u>情報公開室</u>運営要綱 （趣旨） 第 1 条 この要綱は、総務部総務課<u>情報公開室</u>（以下「公開室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 5 条 《現行どおり》 （利用日および利用時間） 第 6 条 公開室の利用日および利用時間は、次のとおりとする。ただし、総務課長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 利用日 草津市の休日を定める条例（平成 2 年草津市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日以外の日 利用時間 <u>午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 4 5 分まで</u> 第 7 条～第 9 条 《現行どおり》	草津市<u>公文書公開室</u>運営要綱 （趣旨） 第 1 条 この要綱は、総務部総務課<u>公文書公開室</u>（以下「公開室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 5 条 《省略》 （利用日および利用時間） 第 6 条 公開室の利用日および利用時間は、次のとおりとする。ただし、総務課長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 利用日 草津市の休日を定める条例（平成 2 年草津市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日以外の日 利用時間 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで</u> 第 7 条～第 9 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 3 月 2 6 日掲示済み）

草津市告示第 1 0 3 号

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成 2 年草津市告示第 1 0 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (閲覧時間) 第3条 概要書等の閲覧時間は、 <u>午前9時00分</u> から <u>午後4時45分</u> までとする。ただし、市長は、特別の理由があるときは、臨時にこれを変更することができる。 第4条～第8条 《現行どおり》 別記様式 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (閲覧時間) 第3条 概要書等の閲覧時間は、 <u>午前8時30分</u> から <u>午後5時15分</u> までとする。ただし、市長は、特別の理由があるときは、臨時にこれを変更することができる。 第4条～第8条 《省略》 別記様式 《省略》

付 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(令和7年3月26日揭示済み)

草津市告示第104号

草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年草津市告示第214号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第11条 《現行どおり》 別表（第2条関係） (別添1-1のとおり) 別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》	第1条～第11条 《省略》 別表（第2条関係） (別添1-2のとおり) 別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1－1

別表（第 2 条関係）

日常生活用具項目表

種目	障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額（円）
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
在宅療養等支援用具	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
人工呼吸器用外部バッテリー	人工呼吸器の装着が必要で、市長が必要と認めるもの ²	人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの	5年	100,000
情報・意思疎通支援用具	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、視覚障害2級以上のもの	テレビ音声およびAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
排泄管理支援用具	ストーマ装具（蓄便袋）	《現行どおり》	《現行どおり》	月当たり 9,460
ストーマ装具（蓄尿袋）	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	月当たり 12,430
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

別添 1－2

別表（第 2 条関係）

日常生活用具項目表

種目	障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額（円）
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
在宅療養等支援用具	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
情報・意思疎通支援用具	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
視覚障害者用テレビが聞けるラジオ	視覚障害2級以上の者	地上デジタル放送、ラジオ放送および緊急地震速報を受信し、音声で読み上げる等の機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
排泄管理支援用具	ストーマ装具（蓄便袋）	《省略》	《省略》	月当たり 8,858
ストーマ装具（蓄尿袋）	《省略》	《省略》	《省略》	月当たり 11,639
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

（令和 7 年 3 月 2 7 日 掲 示 済 み）

草津市告示第105号

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第92号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第4条 《現行どおり》 別表（第2条関係）			第1条～第4条 《省略》 別表（第2条関係）		
補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助対象者	補助対象経費	補助金額
《現行どおり》	《現行どおり》 <u>福祉講座活動実践事業費</u> 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>福祉資源循環事業費</u> 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>こどもはぐくみ事業費</u> 《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》 <u>福祉活動推進員育成事業費</u> 《省略》 <u>ボランティア活動支援事業費</u> <u>草津フードバンクセンター事業費</u> 《省略》 <u>中間支援組織連携促進事業費</u> <u>子どもはぐくみ事業費</u> 《省略》	《省略》
	《現行どおり》			《省略》	

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月27日揭示済み）

草津市告示第106号

草津市総合計画策定市民会議開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

を廃止する要綱

草津市総合計画策定市民会議開催要綱（令和6年草

津市告示第 2 号) は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 2 7 日揭示済み)

草津市告示第 1 0 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧場所 草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市総務部税務課資産税係
- 2 縦覧期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年
6 月 2 日（月）までの執務時間内（土
日祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午
後 5 時 1 5 分まで）
- 3 縦覧に供する台帳
 - (1) 土地価格等縦覧帳簿
 - (2) 家屋価格等縦覧帳簿

(令和 7 年 3 月 2 8 日揭示済み)

草津市告示第 1 0 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

(令和 7 年 3 月 2 8 日揭示済み)

草津市告示第 1 0 9 号

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付
要綱を廃止する要綱

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱（令和 6 年草津市告示第 7 9 号）は廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、次の各号に該当する者については、廃止前の草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
 - (1) 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に廃止前の要綱第 5 条に規定する助成の申請をした者
 - (2) 令和 7 年度の带状疱疹定期接種の対象者であり、令和 7 年 3 月 3 1 日までにシングリックスの 1 回目を接種した者
 - (3) 令和 7 年度の带状疱疹定期接種の対象者以外の者であり、令和 7 年 3 月 3 1 日までにシングリックスの 1 回目を接種した者
- 3 前項第 2 号に該当する者は、1 回目接種分に限り申請可能とする。その場合の助成上限額は 1 万円とし、2 回目接種分については予防接種済証明書の写しを廃止前の要綱第 5 条第 2 号の書類に替えて申請することができる。

(令和 7 年 3 月 2 8 日揭示済み)

草津市告示第110号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月28日

草津市長 橋 川 涉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(草津市認可外保育施設指導要綱の一部改正)

第1条 草津市認可外保育施設指導要綱(令和4年草津市告示第32号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第18条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第11号 《現行どおり》 別記様式第12号(第16条第1項関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第13号 《現行どおり》	第1条～第18条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第11号 《省略》 別記様式第12号(第16条第1項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第13号 《省略》

(草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱の一部改正)

第2条 草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱(平成12年草津市告示第94号)

の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号(第6条第3項関係) (別添2-1のとおり)	第1条～第10条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》 別記様式第3号(第6条第3項関係) (別添2-2のとおり)

(草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部改正)

第3条 草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱(平成12年草津市告示第229号)

の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号(第8条第2項関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第4号(第8条第2項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第5号(第8条第2項関係) (別添5-1のとおり)	第1条～第14条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》 別記様式第3号(第8条第2項関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第4号(第8条第2項関係) (別添4-2のとおり) 別記様式第5号(第8条第2項関係) (別添5-2のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

別添 1－1

様式第 1 2 号(第 1 6 条第 1 項関係)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 様

草津市長

あなたの設置（管理）する について、児童福祉法第 5 9 条第 5 項に基づき、

を命じます。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第 6 1 条の 4 の規定により、6 月以下の**拘禁刑**または 5 0 万円以下の罰金に処します。

1 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内に草津市長に対して審査請求を行うことができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間中やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 1－2

様式第 1 2 号(第 1 6 条第 1 項関係)

番 号
日 付

施設設置者、管理者 様

草津市長

あなたの設置（管理）する について、児童福祉法第 5 9 条第 5 項に基づき、

を命じます。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第 6 1 条の 4 の規定により、6 月以下の**懲役もしくは禁錮**または 5 0 万円以下の罰金に処します。

1 この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内に草津市長に対して審査請求を行うことができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間中やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添2-1

様式第3号(第6条第3項関係)

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証									
交付年月日		年	月	日					
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	明・大・昭	年	月	日	男・女			
介護保険番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額内率(給付率)		／100							
発行機関名および印									

(裏面)

注意事項 一 訪問介護、夜間対応型訪問介護もしくは夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者へ提出してください。 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。 三 (訪問介護等のサービスの利用者負担額は〇%になります。) 四 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 五 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。

別添2-2

様式第3号(第6条第3項関係)

(表面)

訪問介護利用者負担額減額認定証									
交付年月日		年	月	日					
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	明・大・昭	年	月	日	男・女			
介護保険番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額内率(給付率)		／100							
発行機関名および印									

(裏面)

注意事項 一 訪問介護、夜間対応型訪問介護もしくは夜間対応型訪問介護または第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者へ提出してください。 二 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。 三 (訪問介護等のサービスの利用者負担額は〇%になります。) 四 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 五 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
--

別添 3－1

様式第3号(第8条第2項関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)	
交付年月日 年 月 日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 年 月 日
介護保険被保険者番号	
適用年月日	年 月 日から
有効期限	年 月 日まで
減額割合	／100
発行機関名および印	

注 意 事 項

- 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者提出してください。
- 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)および第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。
- この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
- 前記のサービスの利用者負担額ならびにこれらのサービスを利用した場合の食費および居住費等(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは介護予防短期入所生活介護に係る食費および居住費等については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されているそれぞれの減額割合により減額されます。
- 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、または減額の確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として**拘禁刑**の処分を受けるおそれがあります。

別添 3－2

様式第3号(第8条第2項関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)	
交付年月日 年 月 日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 年 月 日
介護保険被保険者番号	
適用年月日	年 月 日から
有効期限	年 月 日まで
減額割合	／100
発行機関名および印	

注 意 事 項

- 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者提出してください。
- 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)および第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)です。
- この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
- 前記のサービスの利用者負担額ならびにこれらのサービスを利用した場合の食費および居住費等(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは介護予防短期入所生活介護に係る食費および居住費等については、介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限る。)が、前面に記載されているそれぞれの減額割合により減額されます。
- 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、または減額の確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として**懲役**の処分を受けるおそれがあります。

別添4-1

様式第4号(第8条第2項関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)	
交付年月日 年 月 日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 年 月 日
介護保険被保険者番号	
適用年月日 年 月 日から	
有効期限 年 月 日まで	
減額割合 (居住費等のみ) 100/100	
発行機関名および印	

注 意 事 項

- 1 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者提出してください。
- 2 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
- 3 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
- 4 前記のサービスの居住費等(介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限り。)が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
- 5 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったときまたは今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 6 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けるおそれがあります。

別添4-2

様式第4号(第8条第2項関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)	
交付年月日 年 月 日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 年 月 日
介護保険被保険者番号	
適用年月日 年 月 日から	
有効期限 年 月 日まで	
減額割合 (居住費等のみ) 100/100	
発行機関名および印	

注 意 事 項

- 1 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者提出してください。
- 2 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護です。
- 3 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
- 4 前記のサービスの居住費等(介護保険制度における特定入所者介護(予防)サービス費が支給されている場合に限り。)が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
- 5 生活保護受給者・支援給付受給者でなくなったときまたは今後、前記のサービスを利用する見込みがないときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 6 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けるおそれがあります。

別添 5－1
様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）
（表）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)									
交付年月日 年 月 日									
確認番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年 月 日							
介護保険被保険者番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額割合		／100(居住費等については 100／100)							
発行機関名および印									

（裏）

注意事項
1 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
2 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）および第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）です。
3 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
4 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費および居住費等（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは介護予防短期入所生活介護に係る食費および居住費等については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る。）に限る。）が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
5 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったときまたは減額確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を草津市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
6 この証の表面の記載事項に変更があったときは、1 4 日以内に、この証を添えて、草津市にその旨を届け出てください。
7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として 拘禁刑 の処分を受けるおそれがあります。

別添 5－2
様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）
（表）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)									
交付年月日 年 月 日									
確認番号									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年 月 日							
介護保険被保険者番号									
適用年月日		年 月 日から							
有効期限		年 月 日まで							
減額割合		／100(居住費等については 100／100)							
発行機関名および印									

（裏）

注意事項
1 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
2 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）および第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）です。
3 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。
4 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費および居住費等（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスまたは介護予防短期入所生活介護に係る食費および居住費等については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る。）に限る。）が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
5 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったときまたは減額確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を草津市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
6 この証の表面の記載事項に変更があったときは、1 4 日以内に、この証を添えて、草津市にその旨を届け出てください。
7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として 懲役 の処分を受けるおそれがあります。

草津市告示第111号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月28日

草津市長 橋 川 渉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市内の救急病院とする。

(1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第50号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関の設置者とする。

(2) 私的病院 特別交付税省令第4条第1項第1号の表第38号に規定する医療機関であって、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療に係る事業とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 公的病院等 特別交付税省令第2条第1項第1号の表第50号第2号を準用する特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第48号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額

(2) 私的病院 特別交付税省令第5条第1項第3号イの表第32号の規定により算定した額（た

し、上限額を2,000万円とする。）

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第2項の規定により交付が決定された特別交付税の額（不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る（以下「特別交付税決定額」という。）。）に2分の5を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に2分の5を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書および収支計画書（当該年度のものに限る。）

(2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの

(3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を廃止したときを含む。)は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書および収支報告書（当該年度のものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月28日から施行し、令和6年度に実施される補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

(令和7年3月28日揭示済み)

草津市告示第 1 1 2 号

草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成 1 8 年草津市告示第 2 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 別表（第 3 条、第 6 条関係）			第 1 条～第 1 2 条 《省略》 別表（第 3 条、第 6 条関係）		
設置場所	機器の名称	数量	設置場所	機器の名称	数量
草津市立草津 駅西口自転車 駐車場	カメラ	<u>1 4</u>	草津市立草津 駅西口自転車 駐車場	カメラ	<u>5</u>
	<u>モニター</u>	<u>1</u>		《改正後に新設》	《改正後 に新設》
	<u>レコーダー</u>	<u>1</u>		《改正後に新設》	《改正後 に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》
<u>草津市立草津 駅西口第 3 自 転車駐車場</u>	<u>カメラ</u>	<u>1</u>	《改正後に新 設》	《改正後に新設》	《改正後 に新設》
草津市立草津 駅東自転車駐 車場	《現行どおり》	《現行ど おり》	草津市立草津 駅東自転車駐 車場	《省略》	《省略》
	<u>レコーダー</u>	《現行ど おり》		<u>ビデオデッキ</u>	《省略》
草津市立南草 津駅自転車自 動車駐車場	カメラ <u>（市所有）</u>	<u>3 9</u>	草津市立南草 津駅自転車自 動車駐車場	カメラ	<u>4 1</u>
	カメラ <u>（警備会社所 有）</u>	<u>3</u>		《改正後に新設》	《改正後 に新設》
	<u>モニター</u>	<u>4</u>		<u>画像蓄積サーバ</u>	<u>9</u>
	<u>レコーダー</u>	<u>4</u>		<u>モニター</u>	<u>5</u>
	《現行どおり》	《現行ど おり》		《省略》	《省略》
<u>草津市立草津 駅前地下駐車 場</u>	<u>カメラ</u>	<u>5 8</u>	《改正後に新 設》	《改正後に新設》	《改正後 に新設》
	<u>モニター</u>	<u>6</u>		《改正後に新設》	《改正後 に新設》
	<u>レコーダー</u>	<u>5</u>		《改正後に新設》	《改正後 に新設》
	<u>蓄積画像閲覧パーソ</u>	<u>1</u>		《改正後に新設》	《改正後

改正後			改正前		
	<u>ナルコンピュータ</u>				に新設》
別記様式（第9条第5号関係） 《現行どおり》			別記様式（第9条第5号関係） 《省略》		

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月28日揭示済み）

草津市告示第113号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の変更について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の当てはめについて定める図面のうち、以下の地域について変更し、変更後の図面を一般の縦覧に供する。

令和7年3月29日

草津市長 橋 川 渉

1 変更する地域

野村三丁目の一部
南草津プリムタウン一丁目的一部分
南草津プリムタウン二丁目的一部分
南草津プリムタウン三丁目的一部分
南草津プリムタウン四丁目的一部分
野路町の一部
西大路町の一部
駒井沢町の一部
平井町の一部
川原町の一部
川原二丁目的一部分
上笠町の一部
上笠一丁目的一部分
野村五丁目一部分
川原町の一部
下笠町の一部
上笠四丁目的一部分
矢橋町の一部
木川町の一部

西矢倉三丁目的一部分

山寺町的一部分

2 図面の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市環境経済部環境政策課

（令和7年3月29日揭示済み）

草津市告示第114号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準の区域の区分を当てはめる地域の変更について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準の区域の区分の当てはめについて定める図面のうち、以下の地域について変更し、変更後の図面を一般の縦覧に供する。

令和7年3月29日

草津市長 橋 川 渉

1 変更する地域

野村三丁目的一部分
西大路町的一部分
駒井沢町的一部分

川原町の一部
矢橋町の一部
木川町の一部
西矢倉三丁目の一部
山寺町の一部
南笠町の一部

2 図面の縦覧場所

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市環境経済部環境政策課

(令和 7 年 3 月 2 9 日揭示済み)

草津市告示第 1 1 5 号

振動規制法に基づく振動に係る規制基
準の区域の区分を当てはめる地域の変
更について

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 4 条第 1
項の規定に基づく振動に係る規制基準の区域の区分の
当てはめについて定める図面のうち、以下の地域につ
いて変更し、変更後の図面を一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

1 変更する地域

野村三丁目の一部
西大路町の一部
駒井沢町の一部
川原町の一部
矢橋町の一部
木川町の一部
山寺町の一部

2 図面の縦覧場所

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市環境経済部環境政策課

(令和 7 年 3 月 2 9 日揭示済み)

草津市告示第 1 1 6 号

悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出
に係る規制基準の地域の区分を当ては
める地域の変更について

悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）第 4 条の規
定に基づく悪臭原因物の排出に係る規制基準の地域の
区域の当てはめについて定める図面のうち、以下の地
域について変更し、変更後の図面を一般の縦覧に供す
る。

令和 7 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

1 変更する地域

野村三丁目の一部
南草津プリムタウン一丁目の一部
南草津プリムタウン二丁目
南草津プリムタウン三丁目
南草津プリムタウン四丁目
野路町の一部
野路二丁目的一部分
野路三丁目的一部分
南笠町の一部
南笠東一丁目的一部分
西大路町の一部
平井町の一部
川原町の一部
川原二丁目的一部分
上笠町の一部
上笠一丁目的一部分
野村五丁目一部
下笠町の一部
上笠四丁目的一部分
矢橋町の一部
西矢倉三丁目的一部分
山寺町の一部

2 図面の縦覧場所

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
草津市環境経済部環境政策課

(令和 7 年 3 月 2 9 日揭示済み)

草津市告示第117号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

(草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正)

第1条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱（平成29年草津市告示第55号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
第1条～第4条 《現行どおり》 (事業内容等)						第1条～第4条 《省略》 (事業内容等)					
第5条 介護予防型デイサービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1に定めるものとする。 (人員および設備)						第5条 介護予防型デイサービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1および別表第2に定めるものとする。 (人員および設備)					
第6条 介護予防型デイサービス事業の人員基準および設備基準は、別表第2に定めるものとする。						第6条 介護予防型デイサービス事業の人員基準および設備基準は、別表第3に定めるものとする。					
第7条～第14条 《現行どおり》 (事業内容等)						第7条～第14条 《省略》 (事業内容等)					
第15条 活動型デイサービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1に定めるものとする。 (人員および設備)						第15条 活動型デイサービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1および別表第2に定めるものとする。 (人員および設備)					
第16条 活動型デイサービス事業の人員基準および設備基準は、別表第2に定めるものとする。						第16条 活動型デイサービス事業の人員基準および設備基準は、別表第3に定めるものとする。					
第17条～第18条 《現行どおり》 別表第1（第5条、第15条関係）						第17条～第18条 《省略》 別表第1（第5条、第15条関係）					
事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 (1単位 =10,45円)	加算・減算	事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 (1単位 =10,45円)	加算・減算
介護予防型デイサ	《現行どおり》	《現行どおり》		介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定め		介護予防型デイサ	《省略》	《省略》	週1回程	1,798単位／月	介護予防通所介護に係る加

改正後						改正前						
ービ ス		《現行 どおり 》	<u>る基準（令和3年厚生 労働省告示第72号。 以下「国基準」とい う。）の通所型サービ ス費に定めるとおり。</u>			ービ ス		《省略 》	度 週 2 回 程 度	3, 6 2 1単位／ 月	算・減 算と同 等 (別表 第 2 のとお り)	
活動 型デ イサ ービ ス	《現行 どおり 》	《現行 どおり 》	《現 行ど おり 》	《現行ど おり》 《現行ど おり》	同一建 物サー ビス提 供減算 および 定員超 過によ る減算 <u>につい ては、 国基準 の通所 型サー ビス費 に定め るとお り。</u>	活動 型デ イサ ービ ス	《省略 》	《省略 》	《省 略 》	《省略》 《省略》	同一建 物サー ビス提 供減算 および 定員超 過によ る減算 (別表 第 2 のとお り)	
《改正前を削る》						別表第2（第5条、第15条関係）						
加 算	若年性認 知症利用 者受入加 算	240単位加算										
	生活機能 向上グル ープ活動 加算	100単位加算										
	栄養改善 加算	200単位加算										
	栄養アセ スメント 加算	50単位加算										
	口腔機能 向上加算 (I)	150単位加算										
	口腔機能 向上加算	160単位加算										

改正後	改正前					
	(II)					
	一体的サービス提供加算		480単位加算			
	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(I)	週1 回程 度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	88 単位 加算	
			週2 回程 度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	17 6単位 加算	
		サービス提供体制強化加算(II)	週1 回程 度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	72 単位 加算	
			週2 回程 度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	14 4単位 加算	
		サービス提供体制強化加算(III)	週1 回程 度	要支援1 基本チェックリストによる事業対象者	24 単位 加算	
			週2 回程 度	要支援2 基本チェックリストによる事業対象者	48 単位 加算	
		生活機能向上連携加算(I)		100単位加算		
		生活機能向上連携加算(II)1		200単位加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		20単位加算			
	口腔・栄養スクリーニング加算(II)		5単位加算			
	科学的会議推進体		40単位加算			

改正後		改正前				
		制加算				
		介護職員 処遇改善 加算(I)		所定単位数の 9 2 / 1 0 0 0 加 算		
		介護職員 処遇改善 加算(II)		所定単位数の 9 0 / 1 0 0 0 加 算		
		介護職員 処遇改善 加算(III)		所定単位数の 8 0 / 1 0 0 0 加 算		
		介護職員 処遇改善 加算(IV)		所定単位数の 6 4 / 1 0 0 0 加 算		
		介護職員 処遇改善 加算(V)	(1)	所定単位数の 8 1 / 1 0 0 0 加算		
			(2)	所定単位数の 7 6 / 1 0 0 0 加算		
			(3)	所定単位数の 7 9 / 1 0 0 0 加算		
			(4)	所定単位数の 7 4 / 1 0 0 0 加算		
			(5)	所定単位数の 6 5 / 1 0 0 0 加算		
			(6)	所定単位数の 6 3 / 1 0 0 0 加算		
			(7)	所定単位数の 5 6 / 1 0 0 0 加算		
			(8)	所定単位数の 6 9 / 1 0 0 0 加算		
			(9)	所定単位数の 5 4 / 1 0 0 0 加算		
			(10)	所定単位数の 4 5 / 1 0 0 0 加算		
			(11)	所定単位数の 5 3 / 1 0 0 0 加算		
			(12)	所定単位数の 4 3 / 1 0 0 0 加算		
			(13)	所定単位数の 4 4 / 1 0 0 0 加算		
			(14)	所定単位数の 3 3 / 1 0 0 0 加算		
		減 算	事業所と 同一建物	介 護	週 1 要支援 1 基本チェッ	3 7 6 単 位減算

改正後	改正前																																						
	<table><tr><td rowspan="2">に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合</td><td>予防型</td><td>回数</td><td>クリストによる事業対象者</td><td rowspan="2">752単位減算</td></tr><tr><td>デイサービス</td><td>週2回程度</td><td>要支援2基本チェックリストによる事業対象者</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">活動型デイサービス</td><td colspan="2">31単位減算</td></tr><tr><td></td><td>高齢者虐待防止措置未実施減算</td><td colspan="3">-1／100</td></tr><tr><td></td><td>業務継続計画未実施減算</td><td colspan="3">-1／100</td></tr><tr><td></td><td>事業所が送迎を行わない場合</td><td colspan="3">-47単位</td></tr><tr><td></td><td>定員超過の場合</td><td colspan="3">所定の70％</td></tr><tr><td></td><td>看護・介護職員が欠員の場合</td><td colspan="3">所定の70％</td></tr></table>	に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	予防型	回数	クリストによる事業対象者	752単位減算	デイサービス	週2回程度	要支援2基本チェックリストによる事業対象者		活動型デイサービス		31単位減算			高齢者虐待防止措置未実施減算	-1／100				業務継続計画未実施減算	-1／100				事業所が送迎を行わない場合	-47単位				定員超過の場合	所定の70％				看護・介護職員が欠員の場合	所定の70％		
に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	予防型		回数	クリストによる事業対象者	752単位減算																																		
	デイサービス	週2回程度	要支援2基本チェックリストによる事業対象者																																				
	活動型デイサービス		31単位減算																																				
	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1／100																																					
	業務継続計画未実施減算	-1／100																																					
	事業所が送迎を行わない場合	-47単位																																					
	定員超過の場合	所定の70％																																					
	看護・介護職員が欠員の場合	所定の70％																																					
別表第2（第6条・第16条関係）　《現行どおり》	別表第3（第6条・第16条関係）　《省略》																																						

（草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部改正）

第2条 草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱（平成29年草津市告示第56号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条　《現行どおり》 （事業内容等） 第5条　介護予防型訪問サービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1に定めるものとする。 （人員および設備）	第1条～第4条　《省略》 （事業内容等） 第5条　介護予防型訪問サービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1 <u>および別表第2</u> に定めるものとする。 （人員および設備）

改正後

第6条 介護予防型訪問サービス事業の人員基準および設備基準は、別表第2に定めるものとする。

第7条～第14条 《現行どおり》
（事業内容等）

第15条 生活支援型訪問サービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1に定めるものとする。
（人員および設備）

第16条 生活支援型訪問サービス事業の人員基準および設備基準は、別表第2に定めるものとする。

第17条～第18条 《現行どおり》
別表第1（第5条、第15条関係）

事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 （1単位＝10.70円）	加算・減算
介護予防型訪問サービス	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「国基準」という。）の訪問型サービス費に定めるとおり。</u>		
		《現行どおり》			
生活支援型訪問サービス	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	同一建物サービス提供減算 <u>および定員超過による減算については、国基準の訪問型サービス費に定めるとおり。</u>

《改正前を削る》

改正前

第6条 介護予防型訪問サービス事業の人員基準および設備基準は、別表第3に定めるものとする。

第7条～第14条 《省略》
（事業内容等）

第15条 生活支援型訪問サービス事業の内容、対象者、事業費単価等は、別表第1および別表第2に定めるものとする。
（人員および設備）

第16条 生活支援型訪問サービス事業の人員基準および設備基準は、別表第3に定めるものとする。

第17条～第18条 《省略》
別表第1（第5条、第15条関係）

事業名	事業内容	対象者	利用回数	事業費単価 （1単位＝10.70円）	加算・減算
介護予防型訪問サービス	《省略》	《省略》	週1回程度	<u>1, 176単位／月</u>	<u>介護予防訪問介護に係る加算・減算と同等（別表第2のとおり）</u>
			週2回程度	<u>2, 349単位／月</u>	
		《省略》	週2回超	<u>3, 727単位／月</u>	
生活支援型訪問サービス	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	同一建物サービス提供減算 <u>（別表第2のとおり）</u>

別表第2（第5条、15条関係）

加算	初回加算	200単位加算
	生活機能向上連携	100単位加算

改正後	改正前	
	加算(I)	
	生活機能 向上連携 加算(II)	200単位加算
	口腔連携 強化加算	50単位加算
	介護職員 処遇改善 加算(I)	所定単位数の245／1000 加算
	介護職員 処遇改善 加算(II)	所定単位数の224／1000 加算
	介護職員 処遇改善 加算(III)	所定単位数の182／1000 加算
	介護職員 処遇改善 加算(IV)	所定単位数の145／1000 加算
	介護職員 処遇改善 加算(V)	(1) 所定単位数の221／10 00加算
		(2) 所定単位数の208／10 00加算
		(3) 所定単位数の200／10 00加算
		(4) 所定単位数の187／10 00加算
		(5) 所定単位数の184／10 00加算
		(6) 所定単位数の163／10 00加算
		(7) 所定単位数の163／10 00加算
		(8) 所定単位数の158／10 00加算
		(9) 所定単位数の142／10 00加算
		(10) 所定単位数の139／10 00加算
		(11) 所定単位数の121／10 00加算
		(12) 所定単位数の121／10 00加算
		(13) 所定単位数の100／10

改正後	改正前			
				0 0 加算
			(14)	所定単位数の 7 6 / 1 0 0
				0 加算
	減算	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 2 0 人以上にサービスを行う場合		所定単位の 9 0 %
		高齢者虐待防止措置未実施減算		- 1 / 1 0 0
		業務継続計画未実施減算		- 1 / 1 0 0
別表第 2（第 6 条・第 1 6 条関係）　《現行どおり》		別表第 3（第 6 条・第 1 6 条関係）　《省略》		

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 1 8 号
子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
第 5 8 条の 6 に定める特定子ども・子育て支援施設等
としての確認の辞退の届出があったことから、同法第
5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。
令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

辞退の届出があった施設 別紙のとおり

	特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						確認を行った年月日	預かり保育事業 (③)の利用時 における、認可 外保育施設等 (②④⑤⑥)と の併用可否(※ 欄外参照)	備考
					未修学 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預か り事業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て補助 活動支援事 業(ファミ リート・セ ンター) ⑥			
1	医療法人コス小児科	病児保育室 オルミス	525-0027	野村八丁目3-10	—	—	—	—	(辞退)	—	令和元年9月26日 令和7年3月31日(辞退)	—	令和7年3月31日で事業廃止

※「併用不可」：当該施設においては、預かり保育事業を平日8時間かつ年間200日以上実施されているため、預かり保育の保育料のみが無償化の対象となります。
「併用可」：当該施設においては、預かり保育事業が平日8時間未満または年間200日未満で実施されているため、預かり保育の利用に加え、認可外保育施設等(②④⑤⑥)を利用される場合も保育料が上限額の範囲内で無償化の対象となります。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 9 号

草津市市制施行 7 0 周年記念冠事業取扱要綱を廃止
する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市市制施行 7 0 周年記念冠事業取
扱要綱を廃止する要綱
草津市市制施行 7 0 周年記念冠事業取扱要綱（令和
6 年草津市告示第 3 5 号）は、廃止する。
付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 0 号

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
(草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部改正)
第 1 条 草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成 3 1 年草津市告示第 1 2 3 号）の一部を次の表のように改正す
る。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 2 条関係）			
補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助対象事業		補助対象経費	補助率
《現 行ど おり 》	《現行ど おり》	《現行どおり 》	《現行 どおり 》	《省 略》	《省略》	《省略》	《省略 》
物産 振興 事業	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会における PR 事業</u>	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会で来訪される方への PR に要する経費</u>	<u>1 0 分の 1 0</u>	物産 振興 事業	《改正後に 新設》	《改正後に新 設》	《改正 後に新 設》
	物産展出席 事業費	《現行どおり 》	《現行 どおり 》	物産展出席 事業費	《省略》	《省略》	《省略 》
	《現行ど おり》	《現行どおり 》	《現行 どおり 》		《省略》	《省略》	《省略 》
別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》				別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》			

第 2 条 草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 2 条関係）			
補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助対象事業		補助対象経費	補助率
《現 行ど おり 》	《現行ど おり》	《現行どおり 》	《現行 どおり 》	《省 略》	《省略》	《省略》	《省略 》
物産 振興 事業	《改正前を 削る》	《改正前を削 る》	《改正 前を削 る》	物産 振興 事業	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会における PR 事業</u>	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会で来訪される方への PR に要する経費</u>	<u>1 0 分の 1 0</u>
	物産展出席 事業費	《現行どおり 》	《現行 どおり 》	物産展出席 事業費	《省略》	《省略》	《省略 》
	《現行ど おり》	《現行どおり 》	《現行 どおり 》		《省略》	《省略》	《省略 》

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年3月31日から令和7年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名 1311大路野村線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市西大路町字下ノ町809番から 草津市野村三丁目字天役58番4まで	変更前	6.1 ～ 15.8	51.2	
	変更後	12.9 ～ 15.0	51.2	

路線名 6610西大路5号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市西大路町字下ノ町813番から 草津市西大路町字山中832番まで	変更前	4.0 ～ 4.0	27.4	
	変更後	4.0 ～ 4.0	14.8	

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月31日から令和7年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備 考
1311大路野村線	草津市西大路町字下ノ町809番から 草津市野村三丁目字天役58番4まで	令和7年 3月31日	

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和7年3月31日から令和7年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名	区間	敷地の幅員 最小～最大 (m)	延長 (m)	備 考
-----	----	-----------------------	-----------	--------

97 49	追分 南7 9号 線	草津市追分南四 丁目字九日田8 34番 草津市追分南四 丁目字九日田8 30番1	6.0~12.5	82.0	
----------	---------------------	---	----------	------	--

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月31日から令和7年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
97 49	追分 南7 9号 線	草津市追分南四丁目字九日田834番 草津市追分南四丁目字九日田830番1	令和7年 3月31日

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年3月31日から令和7年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類別 市道

路線名 2351 野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野路町字神差 1245番1から 草津市野路町字神差 1246番9まで	変更前	3.4 ～ 4.1	50.8	
	変更後	3.3 ～ 4.2	50.8	

路線名 3402 下寺下物湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下物町字志戸 部1204番1から 草津市下物町字志戸 部1204番1まで	変更前	4.7 ～ 4.7	51.8	
	変更後	5.0 ～ 5.0	51.8	

路線名 3404 片岡下寺西線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下寺町字東ノ 町293番6から 草津市下寺町字東ノ 町293番6まで	変更前	5.7 ～ 5.7	13.1	
	変更後	8.0 ～ 8.0	13.1	

路線名 3407 北大萱志那港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市志那町字十四 ノ坪2568番1か ら 草津市志那町字十四 ノ坪144番3まで	変更前	4.2 ～ 5.2	78.0	
	変更後	5.0 ～ 5.7	78.0	

路線名 3503 駒井沢集線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市駒井沢町字奥 ノ前254番2から 草津市集町字法華1 32番1まで	変更前	2.6	858.5	
		～		
	変更後	6.2	858.1	
		2.6 ～ 6.2		

路線名 3504 新堂駒井沢線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市駒井沢町字一 ツ橋367番から 草津市駒井沢町字一 ツ橋367番まで	変更前	3.3	20.8	
		～		
	変更後	3.3	20.8	
		4.6 ～ 4.7		

路線名 3705 新浜中央湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市新浜町字中屋 敷67番から 草津市新浜町字中屋 敷67番まで	変更前	4.1	41.0	
		～		
	変更後	4.4	41.0	
		6.0 ～ 6.0		

路線名 3801 草津北山田港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市北山田町字石 塔279番1から 草津市北山田町字石 塔279番1まで	変更前	8.0	27.5	
		～		
	変更後	8.6	27.5	
		10.3 ～ 11.3		

路線名 3902 馬場若草線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市岡本町字大谷 1566番19から 草津市岡本町字大谷 1000番2まで	変更前	12.1	100.2	
		～		
	変更後	12.1	100.2	
		12.2 ～ 21.1		

路線名 3903 岡本若草線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市岡本町字中山 田785番1から 草津市岡本町字大谷 1000番48まで	変更前	4.2	78.2	
		～		
	変更後	9.4	78.2	
		8.0 ～ 9.5		

路線名 3905 東草津青地線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市青地町字後町 599番6から 草津市青地町字後町 559番3まで	変更前	5.0	28.1	
		～		
	変更後	6.0	28.1	
		5.2 ～ 7.2		

路線名 3908 野路南笠線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市南笠東四丁目 字笹ノ口337番2 から 草津市南笠東四丁目 字笹ノ口338番ま で	変更前	3.5	55.2	
		～		
	変更後	4.4	55.2	
		3.8 ～ 4.8		

路線名 4212 志那東2号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市志那中町字鎌 田 3 5 2 番 1 から 草津市志那中町字鎌 田 2 6 1 7 番 1 まで	変更前	2.0 ～ 3.2	70.0	
	変更後	3.1 ～ 7.0	70.0	

路線名 4 3 1 7 下笠 1 7 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市下笠町字辻出 9 7 9 番 1 から 草津市下笠町字辻出 9 4 2 番 1 0 まで	変更前	4.0 ～ 4.5	60.8	
	変更後	4.0 ～ 5.0	60.8	

路線名 5 1 0 4 芦浦 1 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市芦浦町字柿 4 6 番 1 から 草津市芦浦町字柿 4 6 番 1 まで	変更前	5.0 ～ 5.5	15.9	
	変更後	5.0 ～ 5.7	15.9	

路線名 6 6 0 8 西大路 3 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市西大路町字野 々井 8 9 4 番から 草津市西大路町字山 中 8 5 2 番まで	変更前	6.0 ～ 13.7	106.6	
	変更後	6.0 ～ 13.7	105.6	

路線名 7 2 1 8 南山田西 1 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市南山田町字里 中 8 2 8 番から 草津市南山田町字里 中 8 2 6 番まで	変更前	2.8 ～ 3.9	62.4	
	変更後	2.6 ～ 4.4	62.4	

路線名 7 3 1 0 矢橋 1 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市矢橋町字北萱 1 9 4 8 番から 草津市矢橋町字北萱 1 9 5 2 番 6 まで	変更前	3.8 ～ 4.2	50.2	
	変更後	3.8 ～ 5.4	50.2	

路線名 7 3 2 7 矢橋 1 6 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市矢橋町字三丁 目 1 4 2 1 番 2 から 草津市矢橋町字北浦 町 1 3 8 5 番 3 まで	変更前	5.0 ～ 5.6	36.8	
	変更後	6.0 ～ 6.5	36.8	

路線名 7 3 4 1 新浜西 1 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市新浜町字中屋 敷 6 4 番 1 から 草津市新浜町字中屋 敷 6 7 番 1 まで	変更前	1.1 ～ 1.4	120.8	
	変更後	1.1 ～ 1.9	120.8	

路線名 7 3 6 1 矢橋 3 1 号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市矢橋町字中庄 司1879番7から 草津市矢橋町字中庄 司1879番6まで	変更前	4.2 ～ 4.3	46.8	
	変更後	4.3 ～ 6.1	46.8	

路線名 8101 西草津1号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市西草津一丁目 字耬干場1332番 から 草津市西草津1丁目 字射場ノ前1242 番1まで	変更前	2.0 ～ 6.6	409.6	
	変更後	2.0 ～ 6.6	407.0	

路線名 8109 西草津9号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市西草津一丁目 字上中ノ町1423 番1から 草津市西草津一丁目 字上中ノ町1423 番1まで	変更前	5.3 ～ 5.7	27.6	
	変更後	5.3 ～ 6.1	27.6	

路線名 8433 湖州平北8号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市橋岡町字大町 33番1から 草津市橋岡町字大町 33番1まで	変更前	5.9 ～ 6.0	23.2	
	変更後	6.0 ～ 6.2	23.2	

路線名 8509 野路南9号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市矢橋町字池ノ 内2番1から 草津市矢橋町字池ノ 内2番1まで	変更前	2.0 ～ 2.7	15.6	
	変更後	2.1 ～ 4.1	15.6	

路線名 9208 青地南8号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市青地町字野中 1139番6から 草津市青地町字野中 1139番6まで	変更前	2.7 ～ 4.1	18.2	
	変更後	3.0 ～ 4.1	18.2	

路線名 9362 野路3号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市野路七丁目字 萩之里1567番か ら 草津市野路七丁目字 萩之里1567番ま で	変更前	6.9 ～ 9.3	20.2	
	変更後	6.0 ～ 8.2	20.2	

路線名 9704 山寺東4号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市山寺町字谷田 465番から 草津市山寺町字谷田 465番まで	変更前	1.4 ～ 2.6	41.2	
	変更後	4.2 ～ 4.3	41.2	

路線名 9705 山寺東5号線
道路の区域